平成22年 4月1日制定 令和 4年 4月1日改正 令和 6年10月1日改正

(目的)

第1条 この要綱は、京都市緑化の推進及び緑の保全に関する条例第6条第1項により指定した保存樹等を保護育成するため、保存樹等の適切な維持管理行為に対する助成の制度を設けることにより、市街地の緑を守り、より一層の緑化の推進を図ることを目的とし、京都市補助金等の交付等に関する条例(以下「条例」という。)及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (助成の対象)

第2条 市長は、保存樹等の所有者が行う保存樹等の樹勢回復、危険防止等の適切な維持管理に関して施す行為に対して、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。ただし、第5条に定める助成金交付の決定をした年度の末日までに、市長が第11条に定める助成金の交付額等を決定できるものに限る。

## (助成金の額)

第3条 助成金の額は、第2条に規定する行為に要する費用の2分の1に相当する金額とし、当該金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、当該金額が30万円を超える場合は30万円とする。

### (交付の申請)

第4条 条例第9条の規定による助成金の交付を申請する者(以下「申請者」という。)は、助成金交付申請書及び治療等行為に関する助成金計画書を市長に提出するものとする。

#### (交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を 審査し、条例第10条の規定による交付及び交付予定額又は不交付を決定し、保存樹等助成審査 通知書により申請者に通知する。

## (変更の承認の申請)

- 第6条 第5条の規定による助成金の交付の決定を受けた者(以下「交付被決定者」という。)が、 条例第11条第1項第1号の規定による交付決定の内容又は経費の配分の変更をしようとする場合は、助成金計画等変更承認申請書及びその他必要な資料(変更内容を確認するために必要な資料)を市長に提出するものとする。
- 2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更とする。
  - (1) 助成金額を減額する場合で、減額する額が、変更前の助成金額の10%を超えないもの。
  - (2) 開始予定年月日の変更。

#### (変更の承認)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請を審査し、変更を

承認したときは、保存樹等助成変更審査通知書により申請者に通知する。

## (行為の中止の申請)

第8条 交付被決定者が、自らの事情により、条例第11条第1項第2号の規定による交付の決定 を受けた行為の中止をしようとする場合は、助成金交付行為中止申請書を市長に提出するものと する。

# (行為の中止の承認)

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る書類等を審査し、 中止を承認したときは、助成金交付行為中止承認通知書により申請者に通知する。

### (実績報告)

- 第10条 交付被決定者は、交付決定を受けた行為が完了した後、市長が決定した提出期限までに、 条例第18条第1項の規定による実績報告として、治療実績報告書に次の各号に揚げる書類を添 えて提出するものとする。
  - (1) 作業前後の写真(2方向から全姿が認識できるもの。)
  - (2) 治療箇所の拡大写真(治療対象箇所ごと)
  - (3) 支払領収書の写し及び明細書等

# (助成金の交付額の決定等)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告書等の内容を審査し、条例第 19条の規定による交付額等を決定し、保存樹等助成金交付額等決定通知書により交付被決定者 に通知する。

### (決定の取消し)

第12条 市長は、条例第22条第1項の規定による決定の取消し等をしたときは、交付決定取消 通知書により交付被決定者に通知する。

#### (標準処理期間)

第13条 市長は、第4条、第6条、第8条の規定による申請並びに第10条の規定による報告が 到達してから原則として14日以内に、各条に規定する決定等をするものとする。

## (補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し、必要な事項は、建設局長が定める。 2 助成金の交付に必要な各種様式は、みどり政策推進室長が定める。

### 附則

- この要綱は、平成22年 4月1日から実施する。
- この要綱は、令和 4年 4月1日から実施する。
- この要綱は、令和 6年10月1日から実施する。
- この要綱の施行前に交付及び計画変更承認の申請を行ったものについては、なお、従前の例による。